



## GRIPS 文化政策ケース・シリーズ(案)



# りゅーとぴあ(新潟市民芸術文化会館)<sup>1</sup>

## はじめに

新潟市に1998年10月22日に開館した「新潟市民芸術文化会館(以下、りゅーとぴあ)」は、2,000人規模のコンサートホール、劇場、能楽堂をそれぞれ専門ホールとして備えた舞台芸術の大規模複合施設である。新潟市は1968年に「スポーツと音楽の都市宣言」を全国的にも先駆けて行っており、「りゅーとぴあ」は、市民による地方文化の創造と、全国レベルの質の高い鑑賞事業を展開する拠点としての役割を担っている。「新潟発の文化創造」を目標に掲げた「りゅーとぴあ」は、「新潟発創造事業」やスタッフによる自主企画などソフト面においても特色ある事業展開から、注目を集めてきた。

## 1. 公立ホールとは何か

### 1) 公の施設としての公立ホール

「りゅーとぴあ」は、新潟市が出資して設立した財団法人新潟市芸術文化振興財団が運営する公立ホールである。公立のホールは、文化会館や文化ホール、文化センターなど、さまざまな呼称があるが、舞台芸術のための公立文化施設は一般的に、「文化会館」と総称されている。したがって、文化会館は博物館、美術館などと並ぶ公立文化施設の一つであり、地方自治法に定める「公の施設」である。

文化会館の前身は公会堂にあり、第2次大戦後は、ホール化が進み、名称も文化会館へと変化した。実際、文化会館が盛んに建設されたのは1960年代に入ってからである。当

---

<sup>1</sup> GRIPS 文化政策プログラムチーム(ディレクター:教授 垣内恵美子, チームメンバー: 助手 岩本博幸, 氏家清和) 2005年8月23日作成。

時は地方において文化施設はほとんどなく、大都市と地方の文化格差はきわめて大きかった。そのため、この時期に求められたのは「芸術文化の鑑賞の機会であり、日常のあらゆる文化活動に対応できる舞台施設」であった。

結果として、この時期に建設された文化会館は多目的な性格をもつものとなった。しかし、文化会館が全国にゆきわたるようになると多目的な文化会館がどのタイプの公演にも十分に対応できないという面が批判されるようになり、1980年前後から文化会館は、多目的性を脱し、「専門ホール」として建設されるようになった。1981年に設置された宮城県中新田町のバツハホール、1982年に設置された熊本県立劇場などがこれに当たる。「りゅーとぴあ」もこの時期に専門ホールを主体とした文化会館として計画された。

1980年代後半のバブル経済期に盛んに立てられた文化施設は、公立と私立を問わず、まず施設ありきで、その中身ともいうべき運営体制などは脆弱であった。これはいわゆる「ハコモノ行政」という言葉で批判され、これに対する反省としてソフトの重視が求められるようになった。

1990年代に入ってから、専門ホール中心の建設が続く一方で、その運営は、「単に鑑賞の機会や文化活動の場の提供というだけにとどまらず、積極的な地域文化の『創造』と『発信』に焦点が当てられることとなった」<sup>2</sup>。「りゅーとぴあ」が、建設計画から平行してワークショップによる人材育成など、ソフト面の整備に力を入れたのは、このような文化会館をめぐる状況が背景にある。

文化会館はその呼称だけでなく、施設の内容においてもさまざまであるが、根木は文化会館の特質と範囲として、次の4点をあげている<sup>3</sup>。

- 地方公共団体によって設置された公立の施設であること
- 音楽堂、劇場、展示場等の機能を備えた施設であること
- 地域住民に対し、音楽、演劇、美術等の鑑賞の機会を提供するものであること
- 地域住民に対し、文化活動の発表の場を提供するものであること

これらを総合すると、文化会館とは「地方公共団体が地域における文化創造の拠点として設置し、音楽堂、劇場、展示場等の機能を備えるとともに、多目的または専用のホールを中心として、地域住民に対し、音楽、演劇、美術等の鑑賞の機会と文化活動およびその発表の場を提供する施設（公民館を除く）」として捉えることができる<sup>4</sup>。

---

<sup>2</sup> 根木昭（1997）「文化会館の意義」根木昭・枝川明教・垣内恵美子・笹井宏益著『文化会館通論』第1章第1節、晃洋書房、pp.1-11、p.2より引用。

<sup>3</sup> 根木昭（1997）「文化会館の意義」根木昭・枝川明教・垣内恵美子・笹井宏益著『文化会館通論』第1章第1節、晃洋書房、pp.1-11、p.2より引用。

<sup>4</sup> 根木昭（1997）「文化会館の意義」根木昭・枝川明教・垣内恵美子・笹井宏益著『文化会館通論』第1章第1節、晃洋書房、pp.1-11、p.5より引用。

## 2) 制度上の位置づけ

公立の文化施設の総称である文化会館は、地方自治法では「公の施設」として規定されている。この「公の施設」とは、「学校、研究所、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂その他の教育、学術、文化、勸業、情報処理又は電気通信に関する施設（旧地方自治法第2条第3項第5号）」のことであり、文化会館は、公会堂、劇場、音楽堂などとして設置される<sup>5</sup>。

また、学校は学校教育法等に、図書館は図書館法に、博物館は博物館法によって目的や基準が定められているように、根拠法令を持っている場合が一般的であるが、文化会館は固有の根拠法令を持っていない。

したがって、文化会館の基本的な性質としては、「公の施設」として定められている次の二つの原則に従わなければならない。その一つは、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。（地方自治法第244条第1項2項）」という「機会均等原則」であり、二つ目は「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしいてはならない。（地方自治法第244条第1項3項）」という「平等原則」である。

これらの「機会均等原則」や「平等原則」は、「住民がその施設において、政治、宗教などの集会、会合を持ったり会議を行う際に、長期間利用することを規制したり、抽選あるいは先着順などによる利用の均等を図るという点で、きわめて合理的なもの」であるが、「音楽、演劇、舞踊などの舞台芸術の公演に関していえば、稽古から公演までに、長期間にわたる施設の使用が必要」であり、特別な配慮が望ましいと考えられている<sup>6</sup>。

## 3) 設置管理主体

公の施設の設置、管理、廃止は、一般には地方公共団体の長の権限である。ただし、学校その他の教育機関の設置、管理、廃止は、独立の行政委員会である教育委員会の権限となっている。ここで問題となる文化会館は、地方公共団体の長のみならず教育委員会の所管としても管理されていることに特色がある。

実際のところ、地方自治体によってさまざまであるというが、「主として教育機関として文化会館を設置管理するのであれば教育委員会が所管し、一般的な公の（集会）施設とし

---

<sup>5</sup> 「公の施設」についての例示は、旧地方自治法において示されていたが、現法では削除されている。

<sup>6</sup> 垣内恵美子（1997）「文化会館の制度」根木昭・枝川明教・垣内恵美子・笹井宏益著『文化会館通論』第1章第1節、晃洋書房、pp.1-11、p.29より引用。

て設置するのであれば首長部局が所管する」ことになっている<sup>7</sup>。

#### 4) 文化会館の現状

文化会館の前身は公会堂にあるといわれているが、大阪中央公会堂(1918年)を最初とする初期の公会堂は、集会や講演会等を主目的とする講堂的な施設であった。その後、日比谷公会堂(1929年)、名古屋市公会堂(1930年)など、文化的な催しを念頭に置いた施設が出現し、やがて音楽会、舞踊等に多く利用されるようになった。そして、第2次世界大戦後にはホール化の方向に拍車がかけられ、それとともに、名称も文化会館へと変わっていったという<sup>8</sup>。

現在においても文化会館のソフト重視が引き続き求められていることは明らかであるが、そのソフトの中身が課題となっている。その1つが、運営理念としてプロフェッショナルの方向、つまり質の高い芸術文化への方向と、もう一方で、アマチュアである地域住民の文化活動の方向のどちらの方向を志向するのか、あるいはこの二つの方向をどのようなバランスをとって運営していくのかという課題である。

さらに、文化会館を含む「公の施設」の運営に関して、近年大きな動きがあった。「指定管理者制度」である。これまで、公の施設の管理運営を受託できる機関は地方公共団体の出資法人等、一部の団体に限定されていたが、地方自治法の一部が改正され、いわゆる「第3セクター」ではない、純粹民間の株式会社等も管理者として認められるようになったのである。この「指定管理者制度」をめぐって、現在盛んに議論されている。

## 2. りゅーとぴあ建設の経緯

昭和50年代後半に、ホール建設に関する陳情が新潟市に対して活発化し、昭和59年(1984年)12月の新潟市第3次総合計画の中に「市民文化会館」の整備が盛り込まれたことが「りゅーとぴあ」建設の直接的な契機となっているが、その背景については、昭和40年代にまでさかのぼる。昭和39年(1964年)の新潟国体の直後に新潟市に大きな被害をもたらした新潟地震の災害義援金を基金として、新潟県民会館(大ホール1,800席)が昭和42年(1967年)に建設された。この翌年、昭和43年(1968年)に新潟市は、「スポーツと音楽の都市宣言」を全国的にも先駆けて行い、これを受けて昭和44年(1969年)

---

<sup>7</sup> 垣内恵美子(1997)「文化会館の意義」根木昭・枝川明教・垣内恵美子・笹井宏益著『文化会館通論』第1章第1節、晃洋書房、pp.1-11、p.31より引用。

<sup>8</sup> 根木昭(1997)「文化会館の意義」根木昭・枝川明教・垣内恵美子・笹井宏益著『文化会館通論』第1章第1節、晃洋書房、pp.1-11、p.1より引用。

3月6日に財団法人「新潟市音楽芸能協会」が設立された。(カット)新潟市の舞台芸術振興の基礎が、この時期に形成されたといえよう。プロ、アマチュアを含めた舞台芸術活動が活発化していく一方で、当時の新潟市における舞台芸術公演の場は、昭和13年(1938年)に建設された新潟市公会堂(800席)と新潟県民会館程度であり、ホール数不足が生じていたことから、昭和52年(1977年)11月19日に新潟市音楽文化会館が建設された。新潟市音楽文化会館は、収容人数550人と小規模な活動が多かった当時の状況に適合した規模のホールであったが、大規模な観客動員数で活動する団体が増加し、また、残響調整装置を備えるなどの専門性をもったホールでありながらも、洋楽、邦楽、洋舞踊、日本舞踊、演劇、能楽などにも対応する必要から多目的ホールとして建設されていたため、専門ホールへのニーズが高まってきた<sup>9</sup>。新潟市公会堂の老朽化の問題がこれに加わり、前述のような「市民文化会館」建設の陳情へと続いたのである。

昭和59年(1984年)12月の新潟市第3次総合計画に「市民文化会館」の整備が盛り込まれて以来、専門ホールの建設が全国的に広がっていた状況の中で、基本計画では、交響楽・演劇・古典芸能や講習会・各種大会が開催できる複合ホールとして計画されていた。昭和63年(1988年)には、市民文化会館の建設計画と平行して、白山公園およびその周辺地域に文化・スポーツ施設を一体的に整備する「セントラルパーク基本計画の概要」が新潟市によって示されている。翌平成元年(1989年)6月から平成3年(1991年)3月に新潟市議会において「第1次建設調査特別委員会」設置され、ここで、建設位置を白山地区に絞って検討していくこと、国際的な催物が開催でき、音楽・演劇についての市民ニーズにこたえうる、将来にも通用する規模・機能をもたせることなどが中間報告として取りまとめられた。これを受けて平成3年(1991年)9月から11月に実施された建設基本構想検討懇談会を経て平成4年(1992年)3月の市議会で市長から建設計画が発表された。その後、平成7年(1995年)7月3日に着工、平成10年(1998年)5月31日に竣工、同年10月22日から供用開始されている。

以上の建設の経緯からも示されるとおり、「りゅーとぴあ」は市民の芸術文化活動の発表の場であり、新潟からの芸術文化の発信が強く意識されている。そのためには、施設の建設と同時に、館内で展開されるソフト事業の充実が不可欠となる。「りゅーとぴあ」では、平成6年(1994年)9月から平成9年(1997年)3月にかけて、企画・運営スタッフの育成を目的とした市民対象の講座である「N-PAC・Workshop(新潟市劇場芸術講座)」を実施した。館の建設と同時進行で、将来のソフト事業の充実を目的とした、人材育成を展開してきた点に特徴がある。

### 3. りゅーとぴあ

#### 1) 施設概要

<sup>9</sup> 財団法人新潟市音楽芸能協会「創立30周年記念誌音芸協のあゆみ」。

「りゅーとぴあ」はコンサートホール、劇場、能楽堂の他、2つのスタジオ、ギャラリー、茶室等を備えた音楽・舞台芸術の総合施設として新潟市白山公園に隣接して建設された。設計は、静岡市の眉山ホール、藤沢市の湘南台文化センターなどの設計を手がけた長谷川逸子氏である。コンサートホールは、最大2,000人の収容が可能な音楽専用ホールである。客席はアリーナ形式を採用し、正面には、スペイン・グレンツィング社製のパイプオルガンを備えている。通常の文化会館に比べ残響時間が長いことから、コンサートホールでは、クラシック音楽の公演を中心とした鑑賞事業が行われている<sup>10</sup>。コンサートホールの付帯施設として、小・中4室ずつの楽屋、楽屋応接室1室、スタッフ室1室、楽屋ロビーが備えられている。

劇場は、最大903人の収容が可能であり、オーケストラピット、仮設花道の設置が可能であることから、演劇、オペラ、歌舞伎などの舞台芸術に対応した構造となっている。付帯施設として、小・中4室ずつの楽屋、スタッフ室2室、シャワー室、洗濯室、楽屋ロビーが備えられている。

能楽堂は、最大387人の収容が可能であり、桧床の舞台、桧皮葺の屋根などを持つ本格的な室内能楽堂である。舞台正面の鏡板、橋懸かりの羽目板を外すことによって中庭である日本式の庭園が現れ、演出に利用することができる。演劇、民族音楽のコンサートなど能・狂言に限定されず利用されている。付帯施設として、茶室として利用可能な楽屋3室、焙じ場1室が備えられている。

以上の公演用施設の他、練習室系施設として、2つのスタジオ、8つの練習室が備えられている。スタジオAは、コンサートグランドピアノ、仮設舞台、演奏用器具があり、4管編成のオーケストラのリハーサルに対応している。練習室系施設ではあるが、最大130席の公演に使用することも可能である。スタジオBは、アップライトピアノ、鏡、バレエ用バー、平台など主に演劇、バレエ、ダンスなどの舞台芸術用の練習室系施設として使用されている。スタジオAと同様、小規模公演に対応可能であり、最大座席数は150席である。

以上の舞台芸術関連施設の他に、ギャラリーがあり、書道、絵画、写真などの展覧会に利用されている。サービス施設として、クローク、託児室、レストランの他、各ホールにビュッフェが設けられている。また、「りゅーとぴあ」は、周囲の白山公園、新潟県民会館、新潟市体育館などとともに、信濃川・やすらぎ堤までを含んだオープンスペースを形成しており、市民の憩いの場となっている。「りゅーとぴあ」の周囲には7つの「空中庭園」が設けられており、これらの「空中庭園」および新潟市民音楽文化会館、新潟県民会館、白山公園、やすらぎ堤は(カット)地上6mの空中ブリッジによって結ばれている。また、

---

<sup>10</sup> 隣接する新潟市音楽文化会館(530人収容)の残響時間が1.4秒(空席時)であるのに対し、「りゅーとぴあ」の残響時間は2.2秒(空席時)である(財団法人新潟市芸術文化振興財団「平成17年度新潟市芸術文化振興財団要覧」)。

「りゅーとぴあ」の屋上も緑化され、「屋上庭園」として開放されている。

## 2) 運営の理念と活動方針

新潟市の新潟市民芸術文化会館条例では、第1条において「音楽、演劇、能その他の舞台芸術の振興を図り、もって市民文化の向上に資する」ことを目的としていることが明示されている<sup>11</sup>。また、管理運営計画では、「芸術・芸能文化の継承と発展」を理念として置き、具体的な基本方針として、1) 市民の文化活動への支援、2) 地域に根ざした文化の創造、3) 質の高い、専門性に富んだ芸術を鑑賞する機会への提供、4) 文化を支える人材の育成を掲げている。

## 3) りゅーとぴあの組織

「りゅーとぴあ」は、新潟市からの委託を受けた財団法人新潟市芸術文化振興財団（以下、財団）によって管理・運営されている。財団は、1991年7月6日に新潟県教育委員会の許可を受けて設立された。設立当初に新潟市から基本財産として、5億円の全額出捐を受け、1993年4月9日に5億円の増額出捐を受けている。財団は、その目的を「新潟市民の芸術文化活動の振興を図り、もって、自主的自発的な市民文化の創造に寄与すること」としており、具体的な事業として以下の活動を挙げている。

- (1) 芸術文化振興に関する情報の収集及び提供並びに調査研究
- (2) 創造的な芸術文化活動に対する支援及び顕彰
- (3) 芸術文化に関する会議、研究、研修会等の実施
- (4) 国際的芸術文化交流への援助
- (5) 新潟市の所有する文化施設の管理及び運営の受託
- (6) その他前記の目的を達成するための必要な事業

財団は「りゅーとぴあ」の管理を受託しているだけでなく、1993年5月1日に新潟市民プラザ、1998年4月1日に新潟市音楽文化会館の管理も受託している。また、2004年1月1日から新潟市歴史博物館および旧新潟税関庁舎等の管理を指定管理者として受託している。

2005年6月1日段階の財団組織図を「りゅーとぴあ」を中心に整理した図を資料2に示す。理事長、専務理事のもとに、事務局、「りゅーとぴあ」支配人、新潟市歴史博物館館長が置いている。事務局では、総務係、事業係が置かれているが、「りゅーとぴあ」および

<sup>11</sup> 新潟市民芸術文化会館条例については、資料1を参照。

新潟市歴史博物館に関する業務は、各館が独立してあっている。「りゅーとぴあ」には支配人のもと、施設課、事業課が置かれ2課体制となっている。施設課は、庶務係6名、利用サービス係14名、舞台技術係5名で構成され、主に施設の管理運営業務と貸館業務を担っている。事業課は音楽の企画担当5名、演劇・能楽の企画担当7名、広報営業担当4名、票券担当4名などで構成され公演事業の企画・製作・運営を担っている。

### 支配人制およびアドバイザー・プロデューサー制から芸術監督制へ

「りゅーとぴあ」では、館の代表者を館長ではなく、「支配人」としており、開館当初から新潟市の部長職が支配人に就任している。また、開館から2004年度までは、芸術分野の著名人を芸術監督などのトップに置くことはせずに、公演事業における演目は、財団スタッフが企画し、支配人のもとに置かれた3名のアドバイザー・プロデューサー（AP）の助言を受けて支配人が決めてきた。行政職員が支配人となることについて、長谷川義明市長（当時）は、「コンサートホール、劇場、能楽堂の3つの専門ホールがあり、1人の人物でさまざまな芸術分野をみることは不可能」と理由を述べている<sup>12</sup>。これに対し、支配人がAPの調整役に過ぎなくなり、館の独自性が発揮できない可能性があるといった指摘もあるが、初代支配人を務めた大河内芳子氏は、「これだけの施設なので、市としては、ある程度（市民に対して）責任の持てる人を置きたいことは当然。それには外部の人より、行政の人間の方が適している」としており、開館一周年（1999年）当時に支配人を務めていた宮原源治氏も「市民に顔を向けている形で常駐している方がいい。著名人ならおのずと席を空けることが多くなる」と行政側支配人のメリットを述べている<sup>13</sup>。

芸術文化施設の運営について、しばしば「公共性重視」の運営と「独自色の強い芸術性重視」の運営のどちらに重点を置くべきかが論点となる。「りゅーとぴあ」の場合、公共施設としての館の性質をより意識した組織となっていると言える。公共性を意識する姿勢は、公演事業における演目決定にも反映されている。「りゅーとぴあ」には、音楽、演劇、総合芸術を専門とする3人のAPを置き、財団スタッフの企画に対してAPの助言を受けた支配人が最終的に決定するシステムをとってきた。これによって、国際的にも著名なアーティストを安定的に出演させることが可能となった一方で、芸術監督制では自らの権限によって決定できた演目をAP制では、APが館の管理・運営側（支配人等）に演目の推薦理由を説明、説得する過程が必要となった。2001年当時、音楽部門のAPであった森千二氏は、当時の座談会でオープニングでのキーロフ歌劇管弦楽団の演目決定を振り返って「新潟の地理的条件、ロシアとの歴史的つながり、さらに一流という条件を考えると、僕にとっては必然だった。けど新潟では「どうして」という思いはあって、そこを徹底的に話し込んだんだけど、今考えるとそれも良かったと思う。ただ単に、いいもの（プログラム）を連れてくるというだけじゃなくて、運営スタッフを育てるという意味で」と述懐してい

<sup>12</sup> 新潟日報「開館1年の「芸文」感動づくり一合目<5>」,1999年11月3日朝刊18面。

<sup>13</sup> 同上、ただし、カッコ内は筆者による補足。

る<sup>14</sup>。このような AP と財団スタッフによる企画・運営は、特に開館して間もない時期の財団スタッフにとって大きな教育効果をもたらした。前出の大河内氏も「AP と一緒に(アーティスト側へ)交渉に行ったり、裏方の準備など、職員もどんどん力を付けた」としている<sup>15</sup>。事実、現在の音楽部門においては、財団スタッフによって企画・制作が完結するシステムを築くにいたっている。

「りゅーとぴあ」では、2004年にレジデンシャル・ダンス・カンパニーとして振付家・ダンサーの金森穰氏が代表を務める Noism を設立した。従来の総合芸術部門をコンテンポラリー・ダンス部門として再編するためには、専門家による指導力がより発揮されやすい芸術監督制が適しているとの判断から、2005年度から、AP 制から芸術監督制へ移行した。合わせて音楽部門は東京交響楽団の桂冠指揮者である秋山和慶氏、演劇部門は開館から AP を勤めてきた演劇プロデューサーの笹部博司氏が芸術監督に就任した。両部門については、従来と同様、財団スタッフを主体とした企画・制作が行われている。

#### 4) 事業運営

「りゅーとぴあ」では現在、音楽事業、演劇事業、能楽事業、新潟発創造事業、共催事業を中心に事業を展開している。以下では、各種事業の概要と会員制度について概要を整理する(資料4参照)。

#### 音楽事業

音楽事業は、「りゅーとぴあ」のコンサートホールを中心に実施され、その目的から鑑賞事業と育成・普及事業に大別される。鑑賞事業は、「りゅーとぴあ」を準フランチャイズとする東京交響楽団の公演と海外招聘公演を軸に展開している。東京交響楽団は、「りゅーとぴあ」が竣工した1998年5月に財団と準フランチャイズ契約を結んでいる(資料3参照)。以来、新潟定期演奏会として、年間5回の公演を行っている。東京交響楽団を準フランチャイズとすることにより、「りゅーとぴあ」には、質の高い鑑賞事業に対する固定客を得る効果がある一方で、東京交響楽団にも、(カット)アリーナ型ホールでの公演機会が増えることにより技術向上の効果がもたらされている。また、アマチュアの合唱グループである「にいがた東響コーラス」を立ち上げ、「りゅーとぴあ」でのオーケストラ公演への参加、独自の公演を展開している。育成・普及事業としては、主にジュニア向けの鑑賞会、(カット)、および新潟市ジュニア合唱団、新潟市ジュニアオーケストラ教室、新潟市ジュニア邦楽教室の運営、演奏会を行なっている。その他、東京交響楽団の新潟定期演奏会に合わせた学校巡回などのアウトリーチ活動が実施されている。また、財団スタッフのアイディア

<sup>14</sup> (財)新潟市芸術文化振興財団「座談会 オープニングと方向性について」新潟市民芸術文化会館りゅーとぴあアニュアルレポート Vol.1, p.6。

<sup>15</sup>新潟日報「開館1年の「芸文」感動づくり一合目<5>」,1999年11月3日朝刊18面。

から始まったユニークな取り組みとして、2002 年からはランチタイムに 500 円で開催する「1 コインコンサート」も実施されている。このコンサートは、将来の顧客獲得を目的として、500 円という安価な入場料でコンサートホールでの公演を提供する企画である。コストを低く抑えるために若手演奏家を中心に起用しているが、若手演奏家にとっても「りゅーとぴあ」規模のホールで公演する機会は少ないことから、演奏家にも高く評価されている企画である。2004 年度の音楽事業公演数は 69 公演、入場者数は 42,003 人となった。

## 演劇事業

演劇事業は、「りゅーとぴあ」の劇場および能楽堂を中心に実施され、劇場・劇団制作の作品公演、小劇場系の演劇公演および伝統芸能の舞台芸術に関する鑑賞事業、育成・普及事業を展開している。鑑賞事業においては、質の高い鑑賞活動を継続的に維持するため、全国レベルで成功している作品を軸として展開している。現在では、白石加代子、野村萬斎、イッセー尾形など人気の高い演者による公演が毎年継続して催されている。質の高い公演の継続性にこだわる理由として、開館当初から AP として「りゅーとぴあ」の運営に携わってきた笹部博司氏は、「10 年、20 年、100 年、劇場が生き延びられて、地域の中でどう役割を果たせるのかと考えると、単純に言えば劇場にお客が来るかどうかにかかっている。どうやってお客の足を劇場に向けさせるのか、システムとして考えないといけない」と語っている<sup>16</sup>。一方、育成・普及事業については、「演劇スタジオ」およびワークショップを通じた人材育成を展開、その他、「演劇スタジオキッズコー：APRICOT」による演劇公演などを展開している。2004 年度の演劇事業公演数は 55 公演、入場者数は 27,067 人となった。

## 能楽事業

能楽事業は、主に子どもから大人まで幅広い年齢層を対象とした普及に重点を置いた鑑賞会と「能楽基礎講座」を中心に展開されている。2004 年度の能楽事業公演数は 15 公演、入場者数は 4,474 人となった。

## 新潟発創造事業

新潟発創造事業とは、新潟に根ざした新潟製作の舞台芸術を全国に向けて発信する事業である。市民参加型の事業として、ワークショップでプロの指導を受けた新潟市民によるミュージカルは、開館記念の「シャンポーの森で眠る」をはじめ数作品が公演されてきた。（カット）これら市民参加型ミュージカルの公演は、東京をはじめとする地方都市数ヶ所で公演されるまでになった。

一方、プロによる新潟発信を目指した事業として、2004 年 4 月に「りゅーとぴあ」の

---

<sup>16</sup>（財）新潟市芸術文化振興財団「座談会 オープニングと方向性について」新潟市民芸術文化会館りゅーとぴあアニュアルレポート Vol.1, p.9。

レジデンシャル・ダンス・カンパニーとして Noism が設立された。世界的な振付家・ダンサーの金森穰氏が芸術監督を務め、全国からオーディションにより集められたメンバーによって活動が行われている。公共ホールによるダンス・カンパニーを運営するという日本ではユニークな試みとして注目を集めている。2004年6月の初作品『SHIKAKU』(演出・振付：金森穰)を新潟、東京で上演。その後、2005年1月には、ニューヨーク、モントリオールで開催されたジャパニーズ・コンテンポラリー・ダンス・ショーケースにも参加するなど、海外にも活動を展開している。また、能楽堂で和の様式によるシェイクスピア劇の再創造に挑戦する「りゅーとぴあ能楽堂シェイクスピアシリーズ」にも取り組み、2004年5月、第一作として、「マクベス」を新潟・東京で公演し、大きな反響を呼んだ。

### 共催事業

共催事業では、芸術団体とのタイアップにより実施されている。2004年の共催事業公演数は50、入場者数は27,928人であった。「りゅーとぴあ」では、共催事業として「新潟歌舞伎みなと座(以下、みなと座)」の公演を行っている。みなと座は、「りゅーとぴあ」の開館イベントとして1997年9月から1999年3月に開催された舞台芸術総合ワークショップの参加者を母体として結成された、新潟市の歌舞伎愛好家による市民歌舞伎専門劇団である。ワークショップの終了後、1999年8月に新潟発歌舞伎実行委員会を組織し、2000年1-2月には、みなと座としての旗揚げ公演を行っている。以来、「りゅーとぴあ」では、毎年、みなと座による公演を共催事業として実施している。

### 会員制度(N-PAC mate)

「りゅーとぴあ」は、新潟市民芸術文化会館友の会制度(N-PAC mate)という会員制度を設けている。登録により、チケットの先行販売、10%のチケット料金割引、チケット無料配送、代金の自動引き落としなどのサービスを受けることができる。また、特典として、無料ドリンクチケット、レストラン飲食代金割引、抽選チケットプレゼント、会員限定リハーサルの招待、会報などのサービスを受けることができる。一般の会員制度の場合、会費を徴収してサービスを提供するケースが多いが、「りゅーとぴあ」では、友の会自体への会費ではなく、クレジットカード会社と提携し、友の会会費をクレジットカード年会費として徴収しているところに特徴がある。

### 5) 財政状況(別添資料参照)

財団法人新潟市芸術文化振興財団は、「りゅーとぴあ」のほかにも、新潟市民プラザ、新潟市音楽文化会館、新潟市歴史博物館の管理も受託していることから、一般会計には、新潟市民プラザ、新潟市音楽文化会館の受託事業に関する収入と支出が含まれている。「りゅーとぴあ」および新潟市歴史博物館については、市民芸術文化会館会計と歴史博物館会計

に区分されていることから，以下では，市民芸術文化会館会計を中心に概観する。

平成 16 年度における「りゅーとぴあ」の収入を資料 5 に示す。収入合計は 1,534,116,963 円であった。そのうち，補助金等収入の占める割合が最も高く，1,106,759,559 円と全体の 72.1%を占める。補助金等収入には，補助金収入，会館管理受託収入，助成金収入，共催負担金が含まれる。補助金等収入全体に占める割合では，会館管理受託収入が最も多く，69.4%の 768,034,889 円であった。その他，補助金収入は 24.0%の 265,447,688 円，助成金収入は 4.1%の 45,800,000 円，共催負担金は 2.5%の 27,476,982 円である。補助金等収入に次いで多いのは事業収入で，文化事業収入として 382,591,959 円（24.9%）が算入されている。文化事業収入は主に入場料収入である。最後に付帯事業収入が 40,223,878 円と収入全体の 2.6%を占める。付帯事業収入には，友の会会費収入，館内での飲食サービス売上，テナントの光熱水費が含まれる。「りゅーとぴあ」における財務上の特徴は，貸館事業による利用料金収入が計上されていない点にある。貸館事業による利用料金収入は全額，市の収入となっている。

平成 16 年度における「りゅーとぴあ」の支出を資料 6 に示す。支出合計は 1,529,265,675 円であった。そのうち，文化施設管理受託費の占める割合が最も多く，766,407,713 円と全体の 50.1%を占める。次いで，文化施設管理受託費とほぼ同じ割合の 721,316,629 円（47.2%）が文化事業費に支出されている。その他，付帯事業費として 2.6%の 39,914,157 円，特定預金支出に 0.1%の 1,627,176 円が支出されている。

#### 4. 「りゅーとぴあ」における今後の展望と課題

「りゅーとぴあ」の今後の展望と課題について，「りゅーとぴあ」（カット）では，主に組織運営面からの課題を挙げている。まず，指定管理者制度の指定が競争的になることから，競争に耐えうる組織作りが課題となっている。「りゅーとぴあ」は，開館前から N-Pac Workshop など地方都市において全国水準の舞台芸術を提供することを可能とさせるためにスタッフ育成に努めてきた。現在，財団プロパー職員には，開館以来の制作業務でノウハウを蓄積したスタッフや芸術系の大学で専門教育を受けたスタッフなど財団職員で企画・制作が完結できる体制を整えつつある。しかしながら，プロパーのスタッフとともに「りゅーとぴあ」の運営を支えている新潟市からの派遣職員については，法律の規制上，通常 3 年，最大でも 5 年の派遣期間を限度とされているため，蓄積したノウハウが途切れるといった問題が生じている面がある。特に，「りゅーとぴあ」は開館から 7 年目を迎え（2005 年現在），開館当初から運営に関わっていた派遣職員が異動の時期となっている。今後，これまでのノウハウの蓄積をいかに次のスタッフへ引き継いでいくかが課題となるだろう。

また，その他，マクロ的な視点から今後の方向性として，2 点の課題を挙げた。第 1 に，

今後の社会経済環境に対応した事業を展開していくことである。今後数年間で、いわゆる団塊世代と呼ばれている世代が一斉にリタイアしていくことが見込まれているが、この世代を顧客として、従来以上に、どれだけ取り込めるかが観客創出の観点から重要となる。また、50代後半以上の世代は、文化芸術鑑賞の中心世代であることから、この世代のニーズを上手く取り入れた鑑賞事業を展開することが今後の課題となってくる。第2に、街づくり戦略の拠点のひとつとして「りゅーとぴあ」を位置づけるということである。新潟市は、平成19年に政令指定都市として指定されることを目指している。そのため、「りゅーとぴあ」は政令指定都市「新潟市の顔」とも言うべき代表的施設となるべく、新潟市圏からの文化発信拠点として独自の公演制作などソフト面を強化させていくことが一層重要な課題となるだろう。

## 資料 1 新潟市民芸術文化会館条例

平成 9 年 12 月 24 日  
条例第 39 号

### (設置)

第 1 条 音楽、演劇、能その他の舞台芸術の振興を図り、もって市民文化の向上に資するため、新潟市民芸術文化会館(以下「会館」という。)を新潟市一番堀通町 3 番地 2 に設置する。

### (施設)

第 2 条 会館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 音楽ホール
- (2) 演劇ホール
- (3) 能楽堂
- (4) スタジオ
- (5) 練習室
- (6) ギャラリー
- (7) 展望ロビー
- (8) 新津記念室

### (利用の許可)

第 3 条 音楽ホール、演劇ホール、能楽堂、スタジオ、練習室又はギャラリー(以下「ホール等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 ホール等の利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

### (利用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、ホール等の利用を許可しない。

- (1) ホール等の利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) ホール等の利用の内容又は方法が、施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長がホール等の管理上支障があると認める場合

### (利用取消しの申出)

第 5 条 利用者は、ホール等の利用を取り消そうとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

### (使用料)

第 6 条 ホール等の利用につき、その利用者から別表に掲げる使用料を徴収する。

### (使用料の納付時期)

第 7 条 使用料は、規則で定めるところにより前納しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

### (使用料の免除)

第 8 条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

### (使用料の還付等)

第 9 条 市長は、第 14 条第 2 項の規定によりホール等の利用の許可を取り消した場合は、その取消しに係る既納の使用料を還付する。

2 前項に規定する場合のほか、既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者がその責めに帰すことのできない理由によってホール等を利用できなかった場合
- (2) 利用者が規則で定める日までに第 5 条の規定による利用の取消しの申出をした場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

3 市長は、第 7 条ただし書の規定による使用料の納付期日の決定を受けて、その使用料を納付していない利用者が前項各号の一に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

### (許可外の利用の禁止)

第 10 条 利用者は、ホール等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

### (行為の制限)

第 11 条 利用者及び会館の入場者(以下「利用者等」という。)は、会館内において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 2 号及び第 4 号について市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為をすること。
- (2) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (3) 施設又は設備を損傷する行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が会館の管理上支障があると認める行為をすること。

(特別の設備の設置許可)

第12条 利用者は、会館の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(許可の条件)

第13条 市長は、この条例の規定による許可にホール等の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号の一に該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは会館からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

2 市長は、会館の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(損害賠償)

第15条 利用者等は、施設及び設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(管理の委託)

第16条 市長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、財団法人新潟市芸術文化振興財団に会館の管理を委託する。

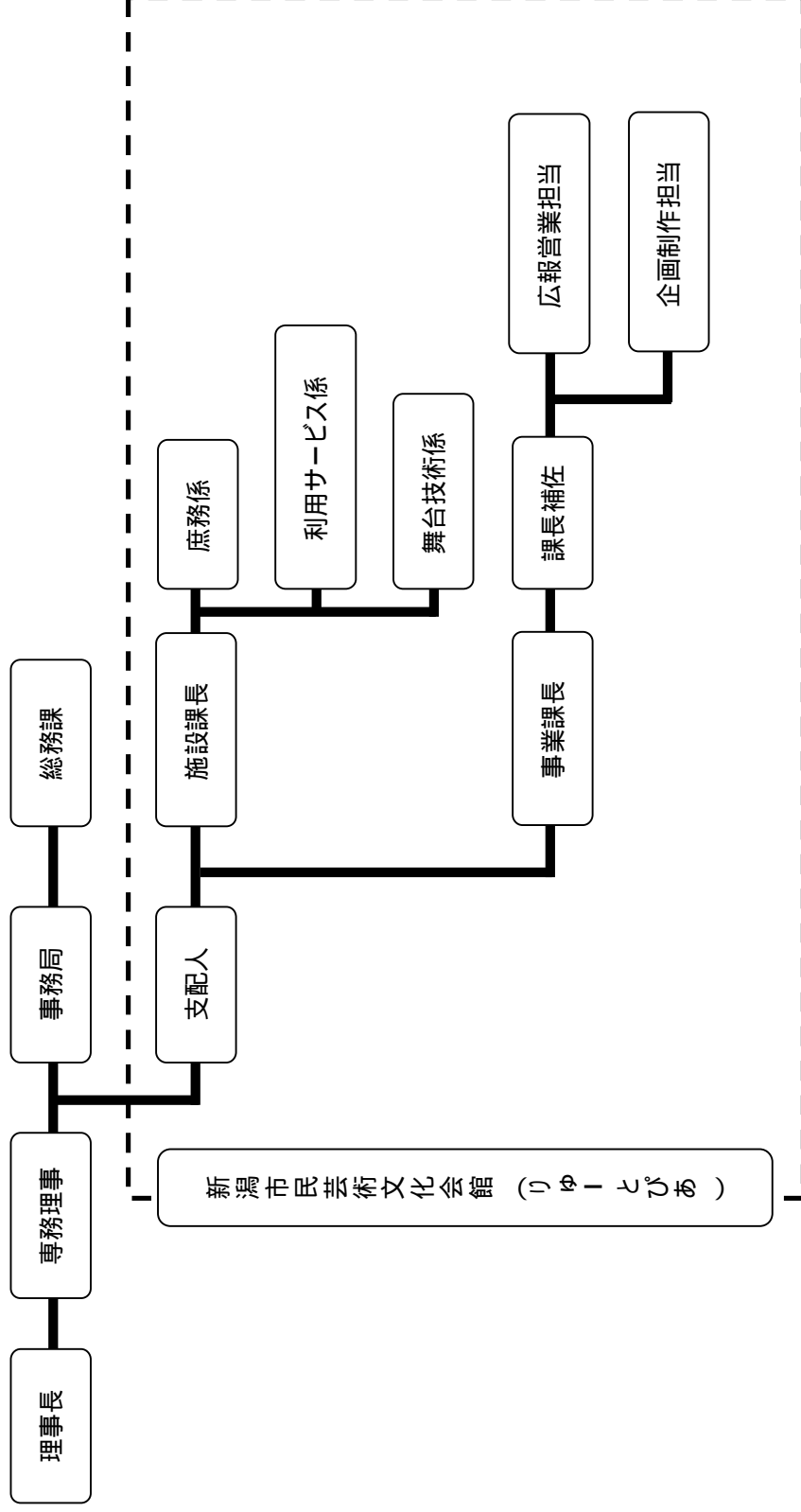
(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年10月22日から施行する。ただし、第2条から第10条まで、第12条から第14条まで、第16条及び別表の規定については、平成10年4月1日から施行する。

資料2 りゅーとびあ組織図



注)新潟市歴史博物館,市民プラザ,音楽文化会館の組織図は省略してある。

### 資料3 財団法人新潟市芸術文化振興財団と財団法人東京交響楽団の提携に関する覚書

財団法人新潟市芸術文化振興財団は、新潟市民芸術文化会館の完成を契機として新潟市における音楽文化活動がより一層充実し、発展するために、次の音楽的諸活動を財団法人東京交響楽団に要請する。

- ア) 芸術的内容に満ちた演奏会の実施
- イ) 音楽愛好家の拡充に寄与する演奏会の実施
- ウ) 音楽の啓発的示唆に富んだ演奏会の実施
- エ) 音楽教育を補助する活動
- オ) 社会に貢献する諸活動

これに対して財団法人東京交響楽団は、自らの音楽的信条と責任に基づき、更に新潟市の音楽文化に対する理解と情熱に添えて、全面的な信頼と積極的な活動を約束する。

ここに両者の合意の証として覚書を交わすものである。

1998年5月18日

財団法人新潟市芸術文化振興財団 会長

財団法人東京交響楽団 理事長

(別紙)

財団法人新潟市芸術文化振興財団と、財団法人東京交響楽団の提携に関する覚書にもとづき、以下の内容を確認する。

内容

- 1) 財団法人東京交響楽団は、東京で開催している「東京交響楽団定期演奏会」あるいは「それに準ずる演奏会」のなかから新潟市と協議し、合意した演奏会を、年5回程度新潟市で開催する。本演奏会は、「東京交響楽団新潟定期演奏会」と名づける。
- 2) 前記演奏会の曲目、出演者の内容は、東京で開催するものと同等もしくはそれに準ずるものとするが、合唱団等一部出演者に関しては、新潟市にゆかりのある音楽家の起用を考慮する。
- 3) 財団法人東京交響楽団は、「東京交響楽団新潟定期演奏会」等のために、財団法人新潟市芸術文化振興財団が主宰する合唱団「にいがた東響コーラス」の運営上の助言並びに音楽的指導を行う。
- 4) 財団法人東京交響楽団は、新潟市民を対象とした、音楽愛好家の拡充と音楽の楽しさを体験できる演奏会を開催する。その内容、回数、時期等は、両者協議の上で決定する。
- 5) 財団法人東京交響楽団は、新潟市の、主として児童・生徒を対象とした、音楽に関心を抱かせる、啓発的な演奏会を開催する。
- 6) 財団法人東京交響楽団は、その団員を新潟市内の小学校、中学校、高等学校に派遣し、また音楽愛好家・演奏家団体と提携し、音楽教育の補助や、演奏への指導、助言を行う。その実施の詳細については、両者協議の上で決定する。
- 7) 財団法人東京交響楽団は、その団員を新潟市内の福祉施設や養護施設、病院等に派遣し、多くの人たちに音楽的感動を享受できるような活動を行う。その実施の詳細については、両者協議の上で決定する。
- 8) 本合意のもとに実施される音楽的諸活動に必要な経費については、原則として以下の様に区分、各々が負担する。
  - ア) 第1項、第4項、第5項に係る支出については、財団法人新潟市芸術文化振興財団が負担する。
  - イ) 第3項に係る運営上及び音楽的指導に要する経費は、財団法人新潟市芸術文化振興財団が負担する。
  - ウ) 第6項、第7項に係る音楽的活動の実施に要する費用は、財団法人東京交響楽団が負担する。
- 9) 本合意のもとに実施される音楽的活動から得られる全ての収入は、財団法人新潟市芸術文化振興財団が受け取るものとする。
- 10) その他、本合意事項に定めのない事項および合意事項の変更については、両者が誠意をもって協議し、解決する。

1998年5月18日

財団法人新潟市芸術文化振興財団 理事長

財団法人東京交響楽団 楽団長

## 資料4 平成16年度文化事業一覧

### 1. 音楽事業

#### (鑑賞事業)

##### 東京交響楽団提携シリーズ

##### ・東京交響楽団定期演奏会

第26回 平成16年4月25日  
 第27回 平成16年7月24日  
 第28回 平成16年10月10日  
 第29回 平成16年12月5日  
 第30回 平成17年3月26日

##### ・コンサートホールへようこそ～小学校5年生への音楽のおくりもの～

平成16年10月26～27日

##### ・オーケストラを聴いてみようよ

平成16年10月26日

#### ウィーン音楽祭

##### ・モザイク・カルテット(カルテットシリーズ10)

平成16年5月29日

##### ・ウィーン少年合唱団

平成16年6月3日

##### ・ウィーンセレナーデ

平成16年6月5日

##### ・ウィーンオペレッタ劇場「サウンド・オブ・ミュージック」(オペラシリーズ)

平成16年6月17日

#### ピアノリサイタルシリーズ

##### ・シリーズ14 岡城千歳

平成16年6月19日

##### ・シリーズ15 アレクサンドル・メルニコフ

平成16年10月7日

#### 歌の花束シリーズ

##### ・シリーズ14 五郎部俊朗

平成16年4月11日

#### カルテットシリーズ

##### ・シリーズ10 モザイク・カルテット(ウィーン音楽祭)

平成16年5月29日

##### ・シリーズ11 プラジャーク弦楽四重奏団(音文)

平成16年9月10日

#### オルガンシリーズ

##### ・オルガン・リサイタル ベルンハルト・ハース

平成17年3月13日

##### ・オルガン・レクチャーコンサート(ス・イ・オ・ルガソ音楽紀行)

平成16年7月10日

##### ・オルガン・クリスマスコンサート

平成16年12月25日

##### ・ポジティブ・オルガン宮廷サロンコンサート

平成17年3月1日

#### オペラシリーズ

##### ・ウィーンオペレッタ劇場「サウンド・オブ・ミュージック」(ウィーン音楽祭)

平成16年6月17日

##### ・オペラシアターこんにゃく座「どんぐりと山猫」

平成16年10月11日

##### ・オペラ・コンサート

平成16年11月23日

#### ワールドミュージックシリーズ

##### ・聲明「大般若転読会」

平成16年6月12日

##### ・天平楽府～正倉院のしらべ～

平成16年6月27日

##### ・スアール・アグン～巨大竹製打楽器アンサンブル

平成16年8月4日

##### ・ラカトシュ・アンサンブル

平成16年10月31日

#### その他

##### ・ベルリン・フィル12人のチェリストたち

平成16年7月7日

##### ・スウィングルシンガーズ クリスマス・コンサート

平成16年12月12日

- ・にいがたジルヴェスター・コンサート 平成 16 年 12 月 31 日
- ・小澤征爾指揮水戸室内管弦楽団 平成 16 年 12 月 6 日
- ・宮川彬良とアンサンブル・ベガ 2 回公演 平成 17 年 1 月 6 日
- ・ライブツィヒ・ゲヴァントハウス管弦楽団 平成 17 年 2 月 25 日
  
- (育成・普及事業)
- オルガン事業
- ・オルガン・ズームイン 平成 16 年 5 月 29 日
- ・はたちを祝うニューイヤー・オルガン・コンサート 平成 17 年 1 月 10 日
- ・オルガン普及プログラム
- 市民オルガン講座 2 期(半年ごと)
- オルガンサマーディズ 平成 16 年 5 月 26~28 日
- オルガン音楽隊 平成 5 月 30 日, 8 月 29 日
- ・オルガン研修講座(長期) 通年
- ・オルガン研修講座研修生修了演奏会 平成 16 年 4 月 3 日
  
- ホール体験事業
- ・1 コインコンサート
- Vol.11「春うららかな響き“オルガン”」 平成 16 年 4 月 28 日
- Vol.12「心安らく日本の歌のひとつ“声”」 平成 16 年 6 月 9 日
- Vol.13「究極の技巧“マリンバ”」 平成 16 年 6 月 23 日
- Vol.14「トランペット」 平成 16 年 9 月 11 日
- Vol.15「クラリネット」 平成 16 年 10 月 3 日
- Vol.16「邦楽」 平成 16 年 12 月 10 日
- ・リゅーとぴあクラシック・ライブ 平成 16 年 9 月 24 日能楽堂
  
- ジュニア等育成事業
- ・にいがた東響コーラス 平成 16 年 5 月~10 月
- ・にいがた東響コーラス発表会 平成 16 年 8 月 7 日
- ・ジュニアオーケストラフェスティバル in 浜松 平成 16 年 8 月 22 日浜松市
- ・ジュニアオーケストラ教室
- 第 23 回定期演奏会 平成 16 年 9 月 20 日
- クリスマス演奏会 平成 16 年 12 月 23 日(音文)
- ジュニア合唱団・オーケストラ合同スプリングコンサート 平成 17 年 3 月 27 日
- ・ジュニア合唱団
- 第 14 回定期演奏会 平成 16 年 7 月 18 日
- 日韓交流演奏会 平成 16 年 8 月 14 日(韓国)
- 県少年少女合唱団合同演奏会 平成 16 年 8 月 22 日
- 第 26 回新潟市少年少女合唱交歓演奏会 平成 17 年 2 月 19 日
- ジュニア合唱団・オーケストラ合同スプリングコンサート 平成 17 年 3 月 27 日
- ・ジュニア邦楽教室
- 芸能まつり 邦楽演奏会 平成 16 年 10 月 24 日能楽堂
- 第 10 回 発表会 平成 16 年 3 月 20 日能楽堂
  
- その他
- ・市民音楽講座 スアール・アゲン ワークショップ 平成 16 年 8 月 3 日 音文
- ・音楽サークル発表会 「おかあさん音楽会」 平成 16 年 12 月 5 日 音文
  
- 2. 演劇事業
- (鑑賞事業)
- レパトリーシリーズ
- ・イッセー尾形のとまらない生活 2004 年 in 新潟 3 回公演 平成 16 年 6 月 3~5 日
- ・「平成市村座」 平成 16 年 6 月 11 日
- ・野村万作・萬斎古典狂言公演 3 回公演 平成 16 年 8 月 3・4 日

- ・白石加代子「百物語」2回公演 平成 16年 8月 25・26日
- ・「春風亭小朝独演会」 平成 16年 11月 5日
- ・劇場狂言 2回公演 平成 17年 2月 16・17日

その他

- ・「こんにちは、母さん」3回公演 平成 16年 4月 4～6日
- ・「太鼓たたいて笛吹いて」3回公演 平成 16年 5月 2～4日
- ・阿佐ヶ谷スパイダース「はたらくおとこ」2回公演 平成 16年 5月 8・9日
- ・こどものためのシェイクスピア「ハムレット」 平成 16年 7月 7日
- ・「伝説の女優」2回公演 平成 16年 8月 6・7日
- ・「ウェストサイド・ワルツ」2回公演 平成 16年 9月 29・30日
- ・人形浄瑠璃 文楽 2回公演 平成 16年 10月 16日
- ・クリスマスキャロル 平成 16年 12月 16日
- ・ナイロン 100 2回公演 平成 17年 1月 29・30日
- ・大騒動の小さな家 2回公演 平成 17年 2月 4・5日
- ・ロミオとジュリエット 4回公演 平成 17年 2月 11～13日
- ・ミュージカル「ファンタスティックス」2回公演 平成 17年 3月 23・24日

(育成・普及事業)

- ・ふるさと新潟をどり 2回公演 平成 16年 9月 18日
- ・演劇スタジオ(キッズ,自己発表表現) スタジオ通年

3. 能楽事業

(鑑賞事業)

- ・春の能楽鑑賞会(宝生流) 2回公演 平成 16年 6月 5日
- ・秋の能楽鑑賞会(観世流) 2回公演 平成 16年 11月 6日
- ・能楽座公演 2回公演 平成 17年 1月 29日

(育成・普及事業)

- ・能楽基礎講座 4回 平成 16年 5月 15日, 9月 11日, 10月 9日, 平成 17年 3月 12日
- ・観世流 能楽鑑賞教室 2回公演 平成 16年 9月 12日
- ・さわってみよう「能」の世界 平成 16年 8月 30日
- ・女による女のための女の能 平成 17年 2月 13日

4. 新潟発創造事業

- ・能楽堂シヰルル アソビズ「マハス」再演 新潟 5回公演 平成 16年 5月 23～30日
- 東京 3回公演 平成 16年 6月 5・6日
- ・能楽堂シヰルル アソビズ「リア王」 新潟 5回公演 平成 16年 12月 15～20日
- 東京 4回公演 平成 16年 12月 25～28日
- 大阪 1回公演 平成 17年 1月 10日
- 名古屋 1回公演 平成 17年 1月 13日
- ・レジデンシャルダンスカンパニー Noism04 「SHIKAKU」 新潟公演 3回 平成 16年 6月 8・9日
- 東京公演 7回 平成 16年 6月 16～20日
- ・共同制作プロジェクト「blac ice」 新潟公演 3回 平成 16年 10月 28～30日
- 東京, 松本, 可児, びわ湖, 山口, 高知, 宮崎公演全 9回 平成 16年 11月～12月
- ・ピリーとヘレン 新潟公演 2回 平成 16年 7月 15・16日
- 仙台, 名古屋, 神戸, 相模原, 東京 11回公演 平成 16年 8月 18日～8月 8日
- ・古典芸能を楽しむ会 平成 16年 12月 12日

5. 共催事業

- ・ウィーン少年合唱団 平成 16年 6月 3日
- ・第 18 回新潟市郷土芸能発表会 平成 16年 7月 4日

- ・ベルリン・フィル 12 人のチェリストたち
- ・アニー
- ・「ウェストサイド・ワルツ」2 回公演
- ・第 52 回新潟市芸能まつり（音文）
- ・オバケちゃん（おやこ劇場）
- ・小澤征爾指揮水戸室内管弦楽団
- ・第 26 回新潟市少年少女合唱交歓演奏会
- ・大騒動の小さな家 2 回公演
- ・ライプツィヒ・ゲヴァントハウス管弦楽団
- ・「新潟歌舞伎みなと座」公演
- ・新潟能

平成 16 年 7 月 7 日  
平成 16 年 8 月 20～22 日  
平成 16 年 9 月 29～30 日  
平成 16 年 10 月～11 月  
平成 16 年 12 月 5 日  
平成 16 年 12 月 6 日  
平成 17 年 2 月 19 日  
平成 17 年 2 月 4・5 日  
平成 17 年 2 月 25 日  
平成 17 年 2 月 19～20 日  
平成 17 年 7 月 19 日

資料5 市民芸術文化会館会計（収入の部）

科目	決算額
1. 事業収入	382,591,959
文化事業収入	382,591,959
2. 補助金等収入	1,106,759,559
補助金収入	265,447,688
会館管理受託収入	768,034,889
助成金収入	45,800,000
共催負担金	27,476,982
3. 付帯事業収入	40,223,878
友の会収入	16,184,821
販売収入	16,633,273
雑収入	7,405,784
当期収入合計(A)	1,529,575,396
前期繰越収支差額	4,541,567
収入合計(B)	1,534,116,963

出典：新潟市芸術文化振興財団「平成16年度収支報告書」

## 資料 6 市民芸術文化会館会計（支出の部）

科目	決算額	科目	決算額
1. 文化事業費	721,316,629	3. 特定預金支出	1,627,176
賃金	3,249,362	退職給与引当預金支出	1,627,176
諸謝金	117,645,502	4. 付帯事業費	39,914,157
会議費	80,365	福利厚生費	219,398
旅費交通費	74,940,001	賃金	2,678,468
通信運搬費	13,383,836	旅費交通費	43,200
消耗什器備品費	2,484,474	通信運搬費	10,905,887
消耗品費	9,072,674	消耗品費	6,501,816
修繕費	83,235	修繕費	78,340
印刷製本費	30,387,713	印刷製本費	2,305,368
燃料費	11,365	光熱水費	6,273,799
使用料及び賃借料	36,547,849	使用料及び賃借料	7,693,117
手数料	4,862,485	役務費	235,650
役務費	13,376,915	委託費	317,100
委託費	359,042,114	食糧費	11,664
広告宣伝費	31,185,462	負担金支出	5,400
保険料	955,614	手数料	40,550
食糧費	1,326,864	租税公課	4,400
工事請負費	766,500	雑費	2,600,000
負担金支出	2,412,500	5. 予備費	0
租税公課	406,200	予備費	0
備品購入費	815,000	当期支出合計(C)	1,529,265,675
雑費	18,280,599	当期支出差額(A) - (C)	309,721
2. 文化施設管理受託事業費	766,407,713	次期繰越収支差額(B) - (C)	4,851,288
給料手当	207,174,232		
福利厚生費	27,861,866		
賃金	30,943,176		
諸謝金	2,005,000		
旅費交通費	3,251,020		
通信運搬費	4,311,023		
消耗什器備品費	2,049,011		
消耗品費	14,426,146		
修繕費	3,878,681		
印刷製本費	652,049		
光熱水費	95,119,406		
燃料費	68,658		
使用料及び賃借料	5,306,014		
手数料	32,760		
役務費	803,720		
委託費	304,711,931		
広告宣伝費	94,500		
保険料	169,970		
食糧費	0		
交際費	24,000		
負担金支出	181,100		
職員研修費	503,970		
工事請負費	48,772,080		
租税公課	11,380,000		
備品購入費	2,573,445		
雑費	113,955		

出典：新潟市芸術文化振興財団「平成 16 年度収支報告書」